



Title	日本中央アジア学会会則
Citation	日本中央アジア学会報, 14, 79-79
Issue Date	2018-07-31
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/88339">http://hdl.handle.net/2115/88339</a>
Type	other
File Information	JB014_017statutes.pdf



[Instructions for use](#)

## 日本中央アジア学会会則

第1条(名称) 本会は日本中央アジア学会(JACAS: The Japan Association for Central Asian Studies)と称する。

第2条(目的) 本会は、中央アジアを対象とする諸分野の研究を推進し、普及するとともに、研究上の連携を図ることを目的とする。ここで言う中央アジアとは、旧ソ連領中央アジア諸国と中国新疆ウイグル自治区を中心とし、その周辺地域を含むものとする。

第3条(事業) 本会は前記の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 研究および研究発表のための会合の開催
2. 会誌の発行
3. ウェブサイトの公開・運用
4. その他の必要な事業

第4条(会員) 本会の会員については以下の通りとする。

1. 中央アジア研究に関心をもつ個人で、本会の主旨に賛同する者。
2. 入会に際しては、原則として会員1名の推薦を必要とする。
3. 会員は、所定の会費を納入しなければならない。

第5条(役員) 本会は以下の役員をおく。役員は総会で承認を受けるものとする。役員任期は4年とする。ただし、再任を妨げない。

1. 会長 1名
2. 理事 10名程度
3. 監事 1名

第6条(幹事) 本会の会務遂行のため、会長は幹事若干名をおくことができる。

第7条(総会) 原則として年1回、総会を開催する。

第8条(編集委員会) 会誌の編集・発行のため、本会に編集委員会を置く。編集委員会は、編集委員若干名により構成される。編集委員のうち1名を編集委員長とする。

第9条(会則変更) 本会則の改正は、総会において承認を経なければならない。

付則1 (1) 本会則は2004年4月1日から施行する。

(2) 会費は当面、年間3,000円(学生1,000円)とする。

付則2(2010年3月29日改正)

(1) 第8条(編集委員会)の規定については、2010年4月1日から施行する。

※ 2012年3月31日一部改正